

# いたみ専門医・専門医療者 認定の ご案内



# いたみ専門医・専門医療者 認定資格

資料 1

(認定申請)	(基準0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 痛み専門医・専門医療者 申請書(用紙)</li> </ul>
国家資格	基準1	<p>以下のいずれかの国家資格を有する</p> <p>医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、薬剤師、公認心理師、臨床検査技師</p>
会員証明	基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>日本いたみ財団会員</u> または</li> <li>■ <u>痛み関連学会連合所属学会の会員</u> であること証明できるもの</li> </ul>
各認定基準 【点数】	基準3	<p>(1)学会が推奨する認定資格を受けていない財団会員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ いたみマネージャーの資格保有</li> <li>■ 当財団の定める認定試験受験資格(後述の<b>30</b>単位)を証明できるもの(コピー等で結構です)</li> </ul> <p>(2)日本痛み関連学会連合の認定資格を受けている学会会員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>日本痛み関連学会連合の各団体の制定する認定基準</u>を証明できるもの(コピー等で結構です)</li> </ul>

# いたみ専門医・専門医療者になるための手順

資料 2

1. 日本いたみ財団会員として申請する場合  
(学会が推奨する認定資格を受けていない場合)

- ① 該当する国家資格の保有
- ② 認定試験受験資格(30単位以上)

2. 痛み関連学会連合所属学会員として申請する場合

- ① 該当する国家資格の保有
- ② 各学会が定める認定要件

認定申請書の提出

いたみ専門医・専門医療者  
書類審査

いたみ専門医・専門医療者  
筆記試験

いたみ専門医・専門医療者  
認定委員会の審議の結果、認定

からだ・運動器の  
いたみ専門医療者

資格移行用  
申請書の提出

資料 4 参照

# 学会が推奨する認定資格を受けていない財団会員の いたみ専門医・専門医療者受験資格

資料 3

本資格認定(初回、更新)にポイント制度を設け、5年間で**30単位以上のポイント**が必要と定める。なお、必要とするポイントは日本いたみ財団または日本痛み関連学会連合に所属する学会にて付与するものとする。

## (1) 痛み関連学会連合に属する学会の学術大会への参加

全学会共通: **2単位**

## (2) 厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材モデル事業「慢性疼痛診療研修会」ないし 当財団※が主催する医療者研修会「慢性疼痛診療研修会」への参加

「慢性の痛みワークショップ」ベーシックコース受講: **5単位**、アドバンスコース受講: **10単位**、  
ワークショップ講師: 6単位、(アドバンスコースの受講**1回以上**)

## (3) 痛み関連学会連合に属する学会が開催する教育研修講演への参加

教育研修講演の一講演受講: 2単位

## (4) 痛み関連学会連合に属する学会の特別講演・教育研修講演の講師

講師担当1回: **5単位**

## (5) 痛み関連学会連合に属する学会学術大会における口演またはポスター発表

筆頭演者: **5単位** / 発表, 共同演者: 1単位 / 発表

## (6) 痛み患者症例の診療録・対応録

1症例: **5単位**

## (7) 痛み関連の論文(第1著者または責任著者)

1論文: **10単位**

※: 認定NPO法人いたみ医学研究情報センターも含む

# 移行措置申請

資料 4

## 対象

- (1) からだ・運動器の痛み専門医療者」取得者
- (2) からだ・運動器の痛み専門医療者の認定試験作成に2年間以上関わった者

## 申請条件

- (1) 筆記試験は免除する
- (2) 以下の書類審査を行う

1. 「からだ・運動器の痛み専門医療者」の**認定証**の写し  
または「からだ・運動器の痛み専門医療者」の**試験作成委員**であったことを証明するものの写し
2. 「からだ・運動器の痛み専門医療者」取得後における**医療者研修会(ベーシックまたはアドバンス研修会)の受講証**または**講師(講師であることを示すプログラムのコピー)**
3. 過去**3**年間における痛みに関する**学会発表**(筆頭演者:1演題, 共同演者:2演題)または**原著論文**1篇(筆頭著者または共著者)の**コピー**(論文は最初のページのコピー)

※学会発表は痛みに関する研究会または講演会等における講師経験でも可

**※上記 1 は必須、上記 2, 3 についてはいずれか一方を提出すること。**

# いたみ専門医・専門医療者の更新要件

## 資料 5

資格認定(更新)に単位制度を設け、いたみ専門医・専門医療者は**5年間で30単位以上必要**と定める。  
 なお必要とするポイントは以下の当法人事業または日本痛み関連学会連合所属学会にて付与するものとする。  
 各事業における単位はそれぞれ以下の項に従うものとする。

### (1) 医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」への参加 (必須単位)

医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」ベーシックコース**受講:5単位** / 医療者研修会講師担当:6単位

医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」か「厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材モデル事業「慢性疼痛診療研修会」のアドバンスコース**受講:10単位**

### (2) 日本痛み関連学会連合所属学会の学術大会への参加 (必須単位, 最大10単位)

**全学会共通:2単位**

### (3) 日本痛み関連学会連合所属学会が主催する教育研修講演への参加 (最大10単位)

教育研修講演の一講演**受講:2単位**

### (4) 日本痛み関連学会連合所属学会が主催する特別講演・教育研修講演の講師 (最大10単位)

講師:**5単位**/講演

### (5) 日本痛み関連学会連合所属学会の学術大会における一般演題発表 (最大10単位)

筆頭演者:**5単位**/発表, 共同演者:1単位/発表

### (6) 痛み患者症例の診療録・対応録(3か月以上経過を追ったものとする) (最大10単位)

痛み患者診療または痛みの電話相談などの対応した際に、その対応について3か月以上追跡しえた症例の記録

審議会により承認の得られたもの1症例:**5単位**

### (7) 痛み関連の論文(第1著者または責任著者) (最大10単位)

過去3年間に出版した痛み関連の論文(第1著者または責任著者)

審議会により承認の得られたもの1論文:**10単位**

1申請期間について同一論文の申請は認められない。

# いたみ関連学会会員のいたみ専門医・専門医療者受験資格 (財団から各学会に**推奨する**認定資格受験のための**最低条件**)

本資格認定(初回、更新)にポイント制度を設け、5年間で20単位以上のポイントが必要と定める。なお必要とするポイントは日本いたみ財団または日本痛み関連学会連合に所属する学会にて付与するものとする。

(1)痛み関連学会連合に属する学会の学術大会への参加  
上記学会の1回参加:2単位

(2)厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材モデル事業「慢性疼痛診療研修会」ないし当財団が主催する医療者研修会「慢性疼痛診療研修会」の参加(1回以上)  
「慢性の痛みワークショップ」ベーシックコース**受講:5**単位、アドバンスコース**受講:10**単位、  
ワークショップ講師:6単位  
(アドバンスコースの受講1回以上を含む)

(3)痛み関連学会連合に属する学会が開催する教育研修会の参加  
教育研修会の一講演受講:2単位

(4)痛み関連学会連合に属する学会学術大会における口演またはポスター発表  
(1回以上)  
筆頭演者:**5**単位/発表, 共同演者:1単位/発表